金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)

平成 28 年 1 月 18 日

(照会者) 殿

金融庁監督局保険課長 井上 俊剛

平成28年1月15日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者(代理 人を含む)から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係 のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場 合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合な どには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとよ り、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではあり ません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者(照会者が代表する法人)がこれらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることの ある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事 業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して」判断することとされている(少額短期保険業者向けの監督指針 $\Pi-1-1$ (1)(注2))。

これに照らすと、照会者が、照会書 2 (2) に記載される態様で、照会者が提供している移動通信サービスの利用者に対し、現に使用する移動通信サービスの通信回線に接続し使用されている機器が故障・破損等した際に、これを修理し又は対象機器と同等の代替品を提供することを約し、当該契約者から保証料を収受する業務(以下、「本件業務」という。)を行うことは、以下の諸事情を総合的に勘案すると、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないものと認められる。

- ① 本件業務に係る約定の内容は、役務の提供又は対象機器と同等の代替品の 提供を約するものであり、金銭的な損失塡補を約するものではないこと。
- ② (i) 本件業務の運営・顧客管理等は提携する事業者に委託されるが、当該事業者は、照会者の監督下に置かれ、照会者に対して定期的な報告義務を負い、サービス提供に係る最終的な責任は照会者が負うことになるため、専ら外部委託により他者に行わせるものではないこと、(ii) 保証対象機器の正常な作動は、移動通信サービスの提供にとって重要であり、保証対象機器に故障・破損が発生した場合に修理等を実施し、顧客が移動通信サービスを使用できる状況へ迅速に復帰させることは、移動通信サービスを提供する上で合理性を有すること、(iii) 本件業務の提供先となる顧客は照会者の移動通信サービスの利用者に、対象機器は照会者が提供する移動通信サービスに接続し使用されている機器にそれぞれ限定されており、保証対象事由から、移動通信サービスの使用に支障のない破損、盗難・紛失、顧客の不適切な使用又は不適切な維持及び管理に起因する故障等が除かれていること等からすると、照会者の行う移動通信サービスの提供に密接に関連し付随する取引といえること。
- ③ 家電商品等に係る修理サービスは、家電商品等の製造・販売に付随するサービス提供システムとして認知されており、本件業務における修理サービスは、かかるサービス提供システムに類似するものであること。
- ④ 本件業務は、役務の提供又は代替品の提供を約するものであること、1事故あたり最大4万円相当を上限としており高額な役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積立や保険計理人の関与等の財務規制を及ぼす必要性は低く、その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

以上のとおりであるから、本件業務を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

以上